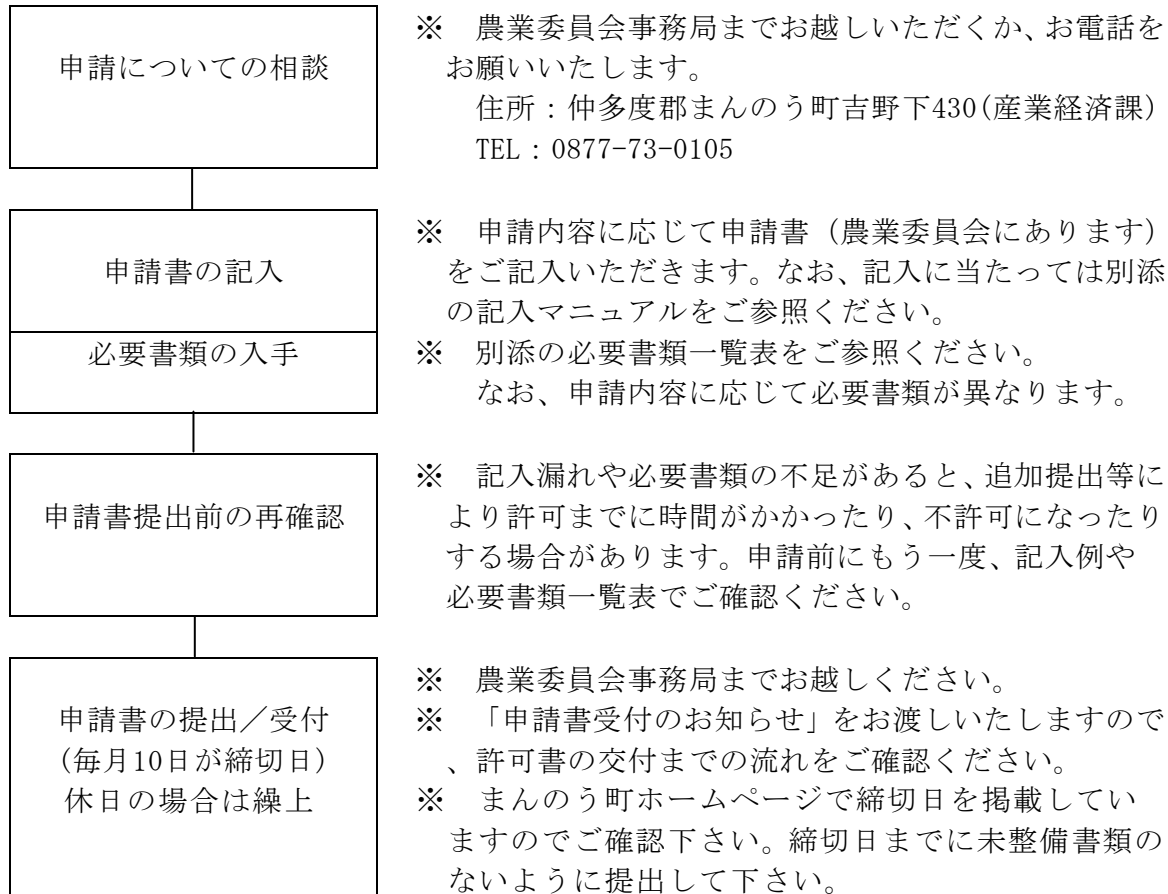


## ●農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどを説明いたします。
- ・ まんのう町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間と定め、迅速な許可事務に努めております。  
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



### (注意事項)

3条申請する場合は、申請する場所が農地であることを現地確認してください。現地が駐車場や植林をされた農地は転用申請になりますのでご注意ください。

### 農業委員会等の流れ

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は4週間です。)

